

「神奈川県指定確認検査機関の処分等の基準」の一部改正について

1. 改正の趣旨

令和5年6月16日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和5年法律第58号)」、及び令和6年6月19日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和6年法律第53号)」の規定による建築基準法(昭和25年法律第201号)の改正に合わせ、国が定める「指定確認検査機関の処分等の基準」について、規定の整理、用語の整理及び条項ずれの訂正等の改正が行われたことから、「神奈川県指定確認検査機関の処分等の基準」も同様の改正を行う。

2. 改正の内容

建築基準法の改正に伴う、規定の整理、用語の整理及び条項ずれの訂正等、所要の改正

3. 施行日

令和6年12月25日